

## 第 66 回新型コロナウイルスに関わる対策本部会議議事録

1 開催日時 令和 4 年 5 月 26 日（木） 午後 3 時 00 分～午後 3 時 36 分

2 開催場所 浦安市役所 災害対策本部室

### 3 出席者

本部長：市長

副本部長：両副市長

本部長：危機管理監、消防長、教育長、総務部長、企画部長、財務部長、  
市民経済部長、福祉部長、健康こども部長、環境部長、都市政策部長、都市整備部長、  
教育総務部長、生涯学習部長、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、選挙管理  
委員会事務局長

(事務局)

健康こども部、総務部

### 4 議 題

- (1) 状況報告（感染者の状況）
- (2) 6 月 1 日以降の公共施設等の対応（案）について
- (3) 屋外におけるマスクの着用（案）について
- (4) 自治会等における各種行事・イベントの開催ガイドライン（案）について
- (5) その他

### 5 議題の概要

- (1) 状況報告（感染者の状況）し、感染者の情報を共有した。
- (2) 6 月 1 日以降の公共施設等の対応（案）について決定した。
- (3) 屋外におけるマスクの着用（案）について決定した。
- (4) 自治会等における各種行事・イベントの開催ガイドライン（案）について決定した。
- (5) その他
  - ・新型コロナワクチンの接種状況について情報を共有した。

## 6 会議経過

### (1) 状況報告

本部員：直近7日間10万人あたり、5月25日現在の市の感染者数は120.6人となっている。

5月15日の155.9人と比較すると減少傾向である。本市と同様に、市川市、船橋市及び江戸川区並びに東京都でも同様に減少傾向である。

なお、市のこれまでの感染者数の累計は、14,093人である。

学校等の直近3週間の感染者数は122人であり、5月13日の14人をピークとして、若干減少傾向である。

### (2) 6月1日以降の公共施設等の対応（案）について

本部員：資料1-1、6月1日以降の公共施設等の対応（案）について、第65回対策本部会議において、5月31日までの感染防止対策として公共施設の対応を示しているが、6月1日以降の施設利用等に伴うガイドラインを作成したうえで利用制限を緩和する施設等を挙げている。

1点目として、屋内施設での食事について、公民館等の料理教室等の食事等を意識しているものであり、施設利用等に伴うガイドラインを遵守し、再開する。また、資料1-2、1-3、青少年交流活動センター（うら・らめーる）及び少年の広場は、施設利用に伴うガイドラインを遵守し、宿泊を再開する。

次に、街頭パフォーマンス（街かどステージ）は、実施に伴うガイドライン等を遵守し、再開するものとする。

2点目として、6月1日以降も継続する対策として、斎場の通夜振る舞い及び墓地公園集会室での、大皿料理の提供は、引き続き禁止とする。

他に、公民館施設利用マニュアルや青少年交流活動センターの宿泊の再開など、各部からのガイドラインに基づき対応する。

本部長：各ガイドライン感染症対策、感染拡大防止に十分気を付けながら、各ガイドラインを守り、各施設については、ほぼ全施設について再開するということを決定する。ただし、飲食を伴う斎場の通夜振る舞いや墓地公園での法事の際の大皿料理の提供は、引き続き、禁止とする。

各ガイドラインについては、必要な変更があれば、臨機応変に速やかに変更することとし、対策本部会議で報告すること。

### (3) 屋外におけるマスクの着用（案）について

本部長：屋外におけるマスクの着用について、市では、これまでも公共施設や学校等でのマスクの着用を任意としてきたが、今回、県が屋外におけるマスクの着脱の考え方について、具体的な実践例を示したことを受け、本市も同様に実践していくものとし、改めて、マスクの着脱について、以下に実践例として示すものである。

1点目、屋外においてマスクの着用を不要とする場合として、一人で行動するとき、例えば、散歩、ペットの散歩のとき、徒歩で移動しているとき、自転車で移動しているとき。なお、どの場合においてもマスクは携帯し、会話する時などはマスクを着用するようにする。

また、熱中症などを考慮し、注意しながらマスク不要を積極的に考える場合として、屋外で活動、作業するとき、例えば、運動、農作業、工事現場の作業など、ただし、周囲の人との距離が十分（2 m、最低でも1 m）に確保できない場合は会話をしないことや屋内に入るときは、いつでもマスクを着用できるようにする。

さらに、屋外におけるマスクの着脱として、マスクなしとする場合においても自身の判断で着用しても構わないことやマスクをしていないときであっても、咳エチケット等を実践する。

2点目、屋外においてもマスクを必要とする場合として、感染リスクが高い場合、例えば、会話するときや人が密集しているとき、また、発熱又は風邪の症状があり、通院等の理由によりやむを得ず外出する時などを示している。

続いて、マスク着用の考え方に対する市の対応について、本会議で承認が得られた場合、各小・中学校、市立保育園、幼稚園・認定こども園等の保護者の方々に、資料2-2を周知していきたいと考えている。

本部長：この件について、教育委員会から何かあればお願いします。

本部長：教育委員会としては、市立小・中学校では、既にお知らせしている内容があるが、改めて、資料2-2に明記してあることについては、この後、各学校に通知する考えである。

本部長：健康こども部から何かあればお願いします。

本部長：健康こども部につきましては、国の基本的対処方針で、2歳以上の児童であってもマスク着用を一律に求めないとしているため、各園に知らせるとともに、保護者には丁寧に対応していくことを考えている。

本部長：本日、承認されれば、明日から適用することとし、周知するようお願いする。

本部長：資料1-6、公園でのマスク着用について、公園には、資料と同様の内容でA3版の看板を出しているが、「離れて遊べない場合は、マスクをしよう！」を、「周囲の人との距離が十分に確保できない場合は、マスクをしよう！」に張り替えるよう、早急に対応する。

本部長：公園についても、明日から適用とする。

なお、屋内におけるマスク着用については、各施設の状況や利用の形態を判断して、来週中には、示すこととする。

ただし、選挙については、各投票所において、マスクの着用をお願いすることを決定する。

#### (4) 自治会等における各種行事・イベントの開催ガイドライン（案）について

本部長：資料3-1、自治会等における各種行事・イベントの開催ガイドラインについて、主に、自治会の夏まつりなどを想定したガイドラインとしている。記載内容は、基本的な感染対策をもとに、具体的に対策の中身をわかりやすく整理したものである。各種イベントに共通する対策としては、項目ごとに屋内・屋外を分類している。換気方法については、屋内のみの項目だが、消毒や人と人との間隔の確保については、屋内・屋外共通の項目としている。屋外では、千葉県の「屋外におけるマスク着脱の実践例について」に従うよう周知するとしていたが、本日、市の屋外におけるマスクの着用について、会議で示されたため、使用3-1においても、市の内容を参照するよう周知していきたい。

次に、イベントの種類に応じた必要な対策例の飲食について、前回の本部会議で決定した方針に沿った内容としている。これまでのガイドラインでは、イベント会場などで、販売している食べ物などについては、会場での飲食は自粛し、テイクアウトとするとしていたが、感染対策を講じたうえであれば、会場での飲食を可能とするとし、緩和をしている。

本ガイドラインを参考に各地区の状況、主催者の事情に沿って、創意工夫により、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底するようお願いする。

本部長：自治会祭りでは、マスクを着用するのだろうか。

本部長：屋内で一定の距離が確保できる場合は不要とすると示されたが、やはり自治会祭りであるため、どうしても一定の距離が確保できない状況が想定されるため、マスクを着用とする。

本部長：盆踊りや餅つきは、マスクを着用するのだろうか。

本部長：盆踊りや餅つきについても、一定の距離が確保できないため、基本的には、マスクの着用をお願いします。

本部長：今のガイドラインでは、各イベントの従事者が屋外に一人である場合は、マスクの着用を不要としているが、食品を扱う場合や作業員等も感染防止のためにマスクの着用をすることを明記し修正すること。

本部長：イベント関係者は、屋外と屋内でマスクの着用について内容を分けてしまったが、屋外であっても、食品を扱う場合や、作業をする場合などは、できる限りマスクを着用することと修正する。

本部長：盆踊りについては、8月14日、15日の開催で考えているが、5月30日の実行委員会で決定する。また、花火大会については、浦安市ふるさとづくり推進協議会で協議をしていくが、10月中旬の開催に向け検討していく。

本部長：浦安市ふるさとづくり推進協議会は、書面開催でも良いので、早めに決定すること。盆踊りも、自治会によっては、市が実施するのであれば、自治会でも実施するところもあるため、5月下旬から6月上旬までには、決定すること。市の意向としては、花火大会は延期したいということ、浦安市ふるさとづくり推進協議会に申し入れること、また、盆踊りについては、実施の方向で検討してもらうよう、自治会連合会に申し入れることをこの場で承認されるようお願いする。

## (5) その他

### ・接種状況について

本部員：接種状況については、5月25日現在、1，2回目の接種、5歳から11歳の予約を含めた接種見込率は、約18%ということで、8割以上の方が接種をしていない状況である。また、3回目接種も同様に、12歳から17歳で26.4%、18歳から19歳で45.3%と若年層については、接種率が伸びない状況である。ただし、20歳以上については、5割を超える接種率である。

昨日、国から通知のあった、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部改正についての改正点について、ノババックスというワクチンが一つ追加された。使用用途については、1回目から3回目の接種に使用が可能であり、2回目と3回目の接種間隔は、6か月である。また、これまでファイザーやモデルナワクチンの2回目と3回目の接種間隔は6か月であったが、3回目と4回目の接種間隔を含めて、5か月ということで、1か月短縮された。さらに、4回目接種として、改めて、追加接種として決定された。

本部長：他に何かある方は、お願いします。

本部員：現在、設置してある消防車庫内の一時待機場所について、撤去する考えである。

本部長：問題ない。

各部局においては、引き続き、感染対策をお願いするとともに、経済活動、日常を取り戻すための準備についてもお願いします。

## 7 決定事項

- ・6月1日以降の公共施設等の対応については、感染の再拡大を防ぎ、感染防止対策と社会経済活動の両立を図っていく必要があることから、施設利用等に伴うガイドラインを作成したうえで施設等の利用制限を緩和する。ただし、斎場と墓地公園については、そのまま継続することとする。
- ・屋外におけるマスクの着用について、県が示す実践例に基づき、市としても実践していく。また、市立小中学校及び市立保育園等でのマスク着用についても周知を図る。
- ・選挙の投票所や開票作業などについては、密になることを想定し、マスクの着用をすること。また、屋内については、改めて、方針を示すこととする。
- ・マスクの着用については、明日からの適用とすること。